第二十一条の二を削る。

第二十二条の二の見出し中「復興産業集積区域等」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項中「の表の第一号の第四欄」を削り、同項第一号ハ中「の表の第一号の第三欄」を削り、同条第二項第一号イ中「第二十五条の二第一項の表の各号の第一欄に掲げる連結法人に該当する」を「第二十五条の二第二項に規定する指定を受けた」に、「(以下この条においてそれぞれ「指定連結親法人」又は「指定連結子法人」という。)で、当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産（法第二十五条の二第二項」を「で、特定機械装置等（同条第一項に規定する特定機械装置等（同条第二項」に改め、「限る。」の下に「)をいう。」を加え、「「対象資産」という」を「同じ」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　法第二十五条の二第二項に規定する指定を受けた連結親法人で特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額及び同項に規定する指定を受けた各連結子法人で特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額の合計額

第二十二条の二第四項第一号中「指定連結親法人又はその指定連結子法人」を「法第二十五条の二第二項に規定する指定を受けた連結親法人又はその連結子法人」に、「対象資産」を「特定機械装置等」に、「法第二十五条の二第二項」を「同項」に改め、同条第五項中「指定連結親法人」を「法第二十五条の二第一項又は第二項に規定する指定を受けた連結親法人」に、「指定連結子法人」を「連結子法人」に改め、「法第二十五条の二第一項又は第二項（」、「のうち同条第一項の表の第一号」及び「又は第二号に係る部分に限る。）の規定」を削る。

第二十二条の二の二の見出し中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同条第一項中「及び第二項」を「の表の第一号の第二欄」に、「第二十三条」を「第十九条第一項」に改め、同項各号中「提出企業立地促進計画」を「当該提出企業立地促進計画」に改め、同条第四項第一号中「第二十五条の二の二第二項に規定する認定事業者」を「第二十五条の二の二第一項の表の各号の第一欄に掲げる連結法人」に、「特定機械装置等」を「対象資産」に、「同条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業」を「当該各号の第四欄に掲げる事業」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項第一号イ中「第二十五条の二の二第二項に規定する認定事業者」を「第二十五条の二の二第一項の表の各号の第一欄に掲げる連結法人」に、「特定機械装置等（同条第一項に規定する特定機械装置等」を「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産」に改め、「。）をいう」を削り、「第四項第一号」を「第七項第一号」に、「同じ。）を」を「「対象資産」という。）を」に改め、同号ロ中「第二十五条の二の二第二項に規定する認定事業者」を「第二十五条の二の二第一項の表の各号の第一欄に掲げる連結法人」に、「特定機械装置等」を「対象資産」に、「同項に規定する認定事業者」を「同欄に掲げる連結法人」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　法第二十五条の二の二第一項の表の第二号の第五欄に規定する政令で定めるものは、福島復興再生特別措置法第七十五条の二に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産のうち、同号の第一欄に掲げる連結法人に該当する連結親法人又はその連結子法人の同法第七十五条の四第一項の規定による報告に係る財務省令で定める書類に記載されたもの（当該報告につき、当該連結親法人又はその連結子法人が同号の第四欄に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類の交付を受けた場合における当該記載されたものに限る。）とする。

3　法第二十五条の二の二第一項の表の第三号の第二欄に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）に定められた同法第八十四条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この項において「計画区域」という。）の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について福島復興再生特別措置法第八十四条第七項において準用する同条第四項の規定による提出（以下この項において「変更の提出」という。）があったことにより新たに計画区域に該当することとなった区域（次号に掲げる区域を除く。）　当該変更の提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間

二　当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について変更の提出があったことにより計画区域に該当しないこととなった区域（以下この号において「除外区域」という。）　当該提出新産業創出等推進事業促進計画の福島復興再生特別措置法第八十四条第四項の規定による提出のあった日（当該除外区域が他の変更の提出があったことにより新たに計画区域に該当することとなった区域である場合には、当該他の変更の提出のあった日）から当該変更の提出のあった日までの期間

4　法第二十五条の二の二第一項の表の第三号の第五欄に規定する政令で定めるものは、福島復興再生特別措置法第八十五条の五に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産のうち、同号の第一欄に掲げる連結法人に該当する連結親法人又はその連結子法人の同法第八十五条の二第六項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に記載されたものとする。

第二十二条の三の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項第一号中「東日本大震災復興特別区域法第四条第一項」を「第十七条の三第一項第一号」に改め、同条第二項第一号中「の次に掲げる金額の合計額」を「が同項に規定する被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（同項の規定の適用に係るものに限る。）」に改め、同号イ及びロを削る。

第二十二条の三の二の見出し中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同条第一項中「に規定する政令」を「の表の第一号の第一欄に規定する政令」に、「対象期間は、同項」を「期間は、福島復興再生特別措置法第十九条第一項」に、「同条第一項に」を「同法第十八条第二項第二号に」に、「同条第一項の」を「同欄の」に、「福島復興再生特別措置法第十八条第七項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「に規定する政令で定める場合」を「の表の第一号の第二欄に規定する政令で定める場合」に、「同項」を「同欄」に改め、同項第一号中「に規定する認定を」を「の表の第一号の第一欄に規定する認定を」に、「から当該」を「からその」に改め、同項第二号中「に規定する認定を」を「の表の第一号の第一欄に規定する認定を」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の表の第一号の第三欄に規定する」に改め、同条第四項中「第二十五条の三の二第四項」を「第二十五条の三の二第五項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる連結法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　法第二十五条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人に該当する連結親法人又はその連結子法人　同号の第三欄に掲げる雇用者に対して支給する同項に規定する給与等（以下この号において「給与等」という。）の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（同項の規定の適用に係るものに限る。）の百分の二十に相当する金額

ロ　法第二十五条の三の二第一項の表の第二号の第一欄に掲げる連結法人に該当する連結親法人又はその連結子法人　同号の第三欄に掲げる雇用者に対して支給する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（同項の規定の適用に係るものに限る。）の百分の十に相当する金額

ハ　法第二十五条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に掲げる連結法人に該当する連結親法人又はその連結子法人　同号の第三欄に掲げる雇用者に対して支給する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（同項の規定の適用に係るものに限る。）の百分の十五に相当する金額

第二十二条の三の二第四項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　法第二十五条の三の二第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者

二　平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していた者